

児童手当のあらし

「児童手当」及び「児童医療費助成」の申請の際には、申請者や配偶者等のマイナンバーの確認に必要な書類（番号確認書類と身元確認書類）の提供をお願いします。

児童手当のご案内

お子様の出生など新たに受給資格に該当した場合や、他の市区町村で児童手当を受給していた方が大田区に転入した場合は、申請が必要です。誕生日や受給資格者の前住所地の転出予定日の翌日から15日以内（年末年始等の閉庁日も含めて数えます）に申請してください。原則、申請をした月の翌月分から支給されます。15日を過ぎて申請した場合、支給を受けられない月が発生することがあります。月の後半に出生や転入があった場合は注意が必要です。ただし、申請日が異動日（誕生日や受給資格者の前住所地の転出予定日）の翌月になった場合でも、異動日の翌日から15日以内に申請すれば、申請月から支給されます。添付書類がそろっていない場合でも申請を受け付けますので、期限内にご申請ください。

1. 対象となる方

高校生年代まで（18歳になった日以後、最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者のうち、生計中心者の方（所得が高い方）。児童は国内に、保護者は大田区に住所がある方が対象となります。
※生計中心者が公務員の方は、勤務先に申請してください。

※次の場合は、子育て支援課子ども医療係へお問い合わせください。

- (1) お子様は海外留学している
- (2) 父母以外の方が養育している
- (3) 離婚協議中（離婚含む）で、お子様とともに配偶者と別居している
- (4) 配偶者から暴力を受けたため、お子様とともに配偶者と別居している

2. 所得の制限

令和6年10月の児童手当法改正により、所得制限（特例給付、所得上限限度額超過）は撤廃となり、受給者全員が本則給付（児童手当）となります。

3. 手当額（月額）

対象年齢	第1子、第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円/月	30,000円/月
3歳～高校生年代	10,000円/月	
18歳年度末～22歳年度末	算定対象（第〇子）のカウントのみ	

◇高校生年代とは、15歳の年度末から18歳の年度末までにある児童をいいます。

※第3子以降とは、手当の支給対象ではない者（18歳年度末から22歳年度末までにある子）を含めて第〇子と数えます。

※18歳年度末から22歳年度末までにある子を算定対象（第〇子）としてカウントするためには「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要になります（18歳年度末から22歳年度末までにある子及び高校生年代までの児童の人数の合計が3人を超える場合のみ）。

支給時期

支払時期	支給対象月	支払時期	支給対象月
2月	12月・1月分	8月	6月・7月分
4月	2月・3月分	10月	8月・9月分
6月	4月・5月分	12月	10月・11月分

◇原則、年6回（偶数月）、申請者（受給者）名義の口座に支給対象月分を振り込みます。

◇毎年6月に児童手当を継続して受給するために現況届で届け出られるべき内容を公簿等で確認します。現況届の提出が必要な方には、現況届を郵送します。

5. 申請方法

子育て支援課子ども医療係の窓口、電子申請または郵送により申請してください。

◇電子申請はマイナンバーカードを利用したオンラインサービスです。パソコン、スマートフォンで「ぴったりサービス」と検索してください。※電子署名必須

◇子育て支援課子ども医療係の窓口で代理人（申請者（受給者）と同一世帯以外の方）が申請する場合は、委任状が必要です。配偶者の方でも同一世帯以外の場合は委任状が必要です。

◇郵送の場合は子育て支援課子ども医療係への到達日が申請受付日となります。郵便の不着、遅延などにより申請期限内に到達しない場合、支給を受けられない月が発生しますのでお早めにお手続きください。郵便事故が心配な方は、簡易書留等経過のわかる方法で郵送されることをお勧めします。

◇転入及び出生に伴う申請の場合のみ、特別出張所で提出することもできます。

《申請に必要なもの》

	条件	必要なもの
①	全員	○児童手当認定請求書（新規）または額改定請求書・額改定届（増額・減額） ○申請者（生計中心者）名義の普通預金口座がわかるもの（公金受取口座希望の方は不要） ○本人確認書類（郵送の場合は写し） ○申請者、配偶者のマイナンバー確認書類
②	申請者と児童の住所が異なる	○児童手当別居監護申立書（児童のマイナンバーが必要です。）
③	18歳年度末から22歳年度末までにある子を含め、児童（子）が3人以上いる場合	○監護相当・生計費の負担についての確認書

◇その他、状況により別途書類の提出を依頼することがあります。

◇必要書類のご用意が難しい場合、事前にご相談ください。

◇マイナンバー確認書類の提出が困難である等の場合は、担当職員が確認いたします。

6. 受給後に必要な届出

- ・出生等により、支給対象の児童が増えたとき。
- ・離婚等により受給資格者の変更があるとき。
- ・受給している方と児童の住所が別々になったとき。
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき。
- ・児童が児童養護施設に入所したとき、または退所したとき。
- ・受給している方が公務員になったとき。
- ・児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき。
- ・振込口座を変更したいとき（受給者名義以外の口座には変更できません）。
- ・現況届の提出を求められたとき。
- ・支給対象児童又は算定対象児童を監護しなくなったとき。

申請者（受給者）が他の区市町村に転出する場合、大田区での児童手当は「転出予定日」で受給資格がなくなります。転出予定日の翌日から15日以内に、転出先の区市町村で新たに申請してください。